

令和 5 年 4 月 28 日

第 21 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年4月28日
午後1時30分～午後3時54分
場所 出水市役所本庁 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
		26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農地利用最適化推進委員

21番 田中 智彰

その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第5条事業計画変更申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について
議案第 9号	令和5年度最適化活動の目標設定について
議案第10号	出水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議長 コロナが5月から第5類ということで、大分、活動が活発になってくるんじゃないかなあ
と思いますので、農業委員さん方もいろいろな御相談等を受けたときには、活発に動きをし
てくださいますようお願い申し上げます。

ただいまから第21回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

農業委員全員の出席で定足数に達しております。推進委員1人21番〇〇委員から欠席届
が提出されております。

会議録署名委員を指名いたします。1番〇〇委員、18番〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ありがとうございます。14番〇〇〇委員、調査結果の報告をお願いいたします。

14番 4月25日、〇〇〇委員と〇〇推進委員、私、事務局職員で調査審議した結果を報告します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第4-1項から第4-13項、賃借権の設定、第4-101項及び使用貸借権の設定、第4-201項までを報告します。

第4-1項、資料14ページです。位置図は22ページ左側を御覧ください。

申請地は出水駅から東へ約630メートル行ったところにあります。許可後は、野菜を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。申請地〇〇〇番地の左の、〇〇〇〇-〇は申請人の自宅です。現場はミカンの木が生えていました。草木も多少は生えている状態でした。自宅隣なので、ちょうどよいと思います。

第4-2項、位置図は22ページ右側を御覧ください。

申請地は加紫久利神社から南へ約600メートル行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。申請地すぐ左の〇〇〇-〇の細長い田は、実際は土手になっていました。

国土交通省が買収し、区画整理をして土手にしたものの、地目を田のままにしてあるそうです。地籍図の上のほうにある細長い田も同じです。申請地は草が生えていましたが、周囲が田んぼなので、田として引き続き使ってほしいと思いました。

第4-3項、位置図は23ページ左側を御覧ください。

申請地は加紫久利神社から西へ約170メートルのところにあります。許可後は、野菜を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。申請人は、申請地の左〇〇〇-〇の宅地に建っている空き家とともに申請地を取得されるそうです。現場は草が多少生えている状態でした。以前であれば空き家に付随する農地の案件だと思います。

第4-4項、資料は14ページ、位置図は23ページ右側を御覧ください。

申請地は加紫久利神社から西へ約170メートルのところにあります。許可後はミカンを耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。現場はミカンの木が植えてありまして、それをそのまま栽培されるそうです。

第4-5項、資料は14から15ページです。位置図は24ページ左側です。

申請地は、加紫久利神社から西へ約170メートルのところにあります。許可後はミカンを耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。現場は、第4-4項と同様、ミカンの木が生えており、それをそのまま栽培されるそうです。

第4-6項及び第4-7項については、親子間の贈与により、現地調査を行わず、事務局の報告説明により協議いたしました。

第4-8項及び第4-9項は、譲受人が同人ですのであわせて申し上げます。

位置図は25ページ右側及び26ページ左側を御覧ください。申請地はAZホテルから南西約200メートルのところにあります。許可後はシイタケを耕作されるとのことです。申請人との関係は知人です。現地はすごく平たくて、農地ですけれども、紐が農地のところに広くしてあって、ちょっと現場を見た感じではもしかしたら、土地も日当たりもすごくよく

て、家も近くにあってもしかしたら、家を建てる線じゃないのかなと思われるような感じの、紐で線をしてあったので、事務局のほうから問合せをしていただきました。その結果、現在、農地に張ってある線は、一時的に、子供たちがテニスを練習する場所として利用するために、紐で張っていたということでした。一時的な転用を計画しているのであれば、3条申請ではなく、5条申請の必要がある旨を事務局のほうから説明されると、来庁していただいて、御本人のお父さんと代理人の方が来られて、ちゃんと農地は農地として使う。シイタケ栽培の楢木を設置して、あわせて日陰をつくるための木を植える。テニスの練習はちょうどいいところだったので、一時的にやったんですけど、それはもう撤去して、テニスの練習場としての一時的な利用はしない、紐も撤去するということをおっしゃられたそうです。事務局のほうは、許可後は必ず耕作のために使ってくださいということをお願いしました。許可後に耕作以外に使っていることが確認された場合には、許可取消しの可能性もあることを事務局のほうから伝えていただきました。

第4-10項、資料は15ページから17ページです。位置図26ページ右側を御覧ください。

申請地は、江内中学校から北へ約1.5キロのところにあります。許可後は堆肥置場として利用されるとのことです。申請人との関係は他人です。ちょっと現場は土地がずっと斜面になっておりまして、ところどころに、コンクリが張ってあって、堆肥置場として、今まで使っていたんだらうなという感じでした。土地の1番下の突き当たりは牛舎になっていました。

第4-11項、資料17ページ、位置図は27ページ左側を御覧ください。

申請地は感応禅寺から北へ約50メートルのところにあります。許可後は、カンショを耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。現地はイタリアングラスが植えてありました。

第4-12項、位置図は27ページ右側及び28ページ左を御覧ください。

申請地は野田支所跡地から南東へ約50メートル及び北東へ約300メートルのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は夫婦です。現場はジャガイモや、ほかの作物がきれいにつくってあり、草が入っている農地も、短い草で、とてもよく管理されていると思いました。

第4-13項、位置図28ページ右側を御覧ください。

申請地は、赤鷄農協から南西約300メートルのところがありますが、許可後は水稻耕作されるとのことです。申請人との関係は兄弟です。現場はトラクターでうってありました。周囲も田んぼなので、このまま栽培されたらよいと思いました。

第4-101項、賃借権の設定です。

資料は21ページです。借人は、所有権移転第4-8項及び4-9項の譲受人と同一です。位置図は38ページ左側を御覧ください。

申請地はAZホテルから北東へ約30メートルのところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことでした。申請地に隣接する宅地〇〇〇〇番は、農機具用の小屋です。貸人のものだそうです。現地は平たくて草もほぼなく、作業がすぐにでも始められそうでした。

使用貸借権の設定、第4-201項については、親子間の使用貸借により、現地調査を行わず、事務局の報告説明により協議いたしました。

以上、所有権移転第4-1項から第13項、賃借権の設定第4-101項、及び使用貸借権の設定、第4-201項は、農地法第3条第2号各号には該当しないため許可相当と判断しました。

議長 続まして〇〇委員、お願いします。

11番 はい、11番〇〇です。詳細は先ほど報告ありましたので省略します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第4-14項から第4-28項までを報告します。

所有権移転第4-14項及び第4-15項は、譲受人が同一ですので、あわせて申し上げます。位置図は29ページを御覧ください。

申請地は、天神交差点から北へ約300メートル及び500メートルのところにあり、許可後は野菜、イチジク、柑橘類をつくられるとのこと。申請人との関係は他人です。現地調査で確認したことを報告しますが、今のところ荒れていましたけど、ちょっと整備すればできるんじゃないかなということです。また、作付時に、ちゃんと整備するように、申し伝えます。

次は第4-16項、地図は30ページの左側を御覧ください。

申請地は赤鷄農協から北へ約700メートルのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのこと。申請人との関係は兄弟です。現に昨年までつくってありまして、今は田植え前の準備で何もしてありませんけど、つくられると思います。

続まして、第4-17項及び第4-18項は、譲受人が同一ですので、併せて申し上げます。位置図は、30ページの右側、31ページを御覧ください。

申請地は赤鷄から北へ500メートル、南方神社から北西へ約130メートル、及び南西へ約200メートルのところにあります。許可後は、水稻、タケノコを耕作されるということです。きれいに竹山も整備されましたので、すごいですねと思っております。

第4-19項、位置図は32ページ左側を御覧ください。

申請地は高尾野小学校から北西へ約200メートルのところにあり、許可後は植木を耕作されるとのこと。申請人との関係は他人です。きれいに木をいろいろ整備されていたところ。

続まして、第4-20項、位置図は32ページの右側を御覧ください。

申請地は、高尾野中学校から、南東へ約300メートルのところにあり、許可後は飼料作物を耕作されるとのこと。申請人との関係は知人です。

続まして第4-21項、位置図は33ページ、左側を御覧ください。

申請地は高尾野工業団地から南西へ約800メートルのところにあり、許可後はショウガを耕作されるとのこと。申請人との関係は他人です。

続まして第4-22項、位置図は33ページの右側を御覧ください。

申請地は高尾野工業団地から西へ約550メートルのところにあり、許可後はカンショを耕作されるということです。

次に第4-23項、位置図が34ページの左側ですね。

申請地は出水高校から北西へ約400メートルところあり、許可後は、シイタケ栽培の原木用のクヌギを耕作されるとのこと。申請人との関係は他人です。

第4-24項、位置図は34ページの右側を御覧ください。

だ雨が降ったときは汚水が迫のほうに流れていくかって言えば多分、全然流れていかないってことはないだろうけども、多少は流れ込んでいくでしょうという感じです。

24番 補足させていただきます。同じ質問なんですけども、平成16年施行された家畜ふん尿処理法において、畜産農家が野積みすることは禁止されているんですね。この法律は地下浸透を防ぎなさいという法律なんですけども、そうした中で、ひとつ間違いがあるんですが、牛舎の後じゃなくて鶏舎の跡なんです。あれは、もともとは、鶏舎だったんですね。

だから鶏舎の後に建物を建てたのが現状なんですけども、先ほどの事務局の説明でいくと、畑に堆肥を置くという文言の説明の中で、これは畜産農家だったらこの家畜ふん尿処理法に抵触する恐れがあるんですよ。これを農業委員会の議事録等でまとめていいものか。これでまとめて、許可相当という文言で言うと、何でもありの法律になってしまうから。農業委員会が抜け道をつくってしまうということになって、そこら辺をもう少し審議してもらいたいと思います。

議長 協議会に切り替えて、皆さん方の御意見をお聞きしたいと思います。

(協議会)

議長 協議会を閉じて審議に切り替えます。この案件につきましては、今回保留というような形で、もう1回調査をし直して、どのような対策にしる、必要な案件等が農政部としても、そういうような一つの指導事項も生じるおそれがありますので、そこらあたりについては十分検討してもらいたいと思いますので、保留という形に賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございました。賛成多数です。

事務局 もう1点、申請番号第4-26項の受人の住所の件ですけれど、資料の記載のほうが悪っております。正しくは、出水市文化町〇〇〇番地になります。申し訳ありません。第4-27項のほうの記載は正しいです。はい、第4-26項が誤り、鹿児島市ではありません。すいません。正しくは文化町の〇〇〇番地になります。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようです。先ほど決議をしてもらいましたが、堆肥置場の件については保留ということで、他の項目につきましては許可相当と報告されましたがそのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

事務局 議長、協議会に切り替えてください。

(協議会)

議長 すいません、私の議事進行がまずくて、先ほど保留というようなことを言いましたけれども、許可または不許可というような判断が望ましいということですので、保留ではなく不許可とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画、第3号農地中間管理権の取得、4号農用地利用配分計画についてを議題といたします。

初めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、〇〇〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員の退席をお願いします。

(18番〇〇委員、20番〇〇推進委員、22番〇〇推進委員退室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇〇委員の審議結果の報告をお願いします。

5番 5番〇〇〇です。

5月25日、〇〇〇〇委員、〇〇推進委員、私、事務局職員で審議した結果を報告いたします。

ただいま事務局から説明がありました案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局並びに調査員の報告は終わりました。御意見御質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

議長 調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、適当と決定をいたします。

議事参与の制限条件が終わりましたので、入室をお願いいたします。

(18番〇〇委員、20番〇〇推進委員、22番〇〇推進委員入室)

議長 続きまして資料95ページの総括表を御覧ください。

それでは事務局よろしくをお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 〇〇〇〇委員の調査審議結果の報告をお願いいたします。

11番 11番〇〇です。

ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局並びに調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号中間管理権の取得について、及び議案第4号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 (議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見、除外第1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

8番 8番○○です。

4月26日、○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、大野原町リハシップあいから北西へ250mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、新たに一般住宅1棟及び通路として利用する敷地面積として581㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えておりますが、通路部分が必要であるなどの理由書が添付されております。妥当であると思われます。

造成については、10cm程度盛土をして利用し、隣接農地等との境界にはブロック塀を設置する予定だということです。生活雑排水は、合併浄化槽、雨水は、道路側溝を利用されるということです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告ではやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 はい、議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして議案第6号農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局 (議案第6号農地法第5条事業計画変更申請、第4-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

17番 はい、17番○○です。日時等は、○○委員のほうから発表がありましたので省略いたします。

議案第6号、農地法第5条事業計画変更申請について、申請地図は99ページの左側です。

場所は、高尾野町上水流のファミリーマートから東側へ行ったところですが、既に宅地造成が終わっており、周囲はブロックできれいに囲まれておりました。今回の申請は、令和3年12月に一般住宅で転用許可を受けましたが、今回家庭の事情により、新たな事業継承者へ変更申請することになりました。

生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されるそうです。周辺は既に宅地化が終わり、農地への影響はないと思われます。

調査の結果、事業計画どおり事業が遂行出来ない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第5条の事業計画変更申請については、承認と決定いたします。

議長 続きます、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 (議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請第4-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番○○です。4月26日、○○委員と○○推進委員と、事務局職員で調査審議した結果を報告いたします。

第4-1項になります。地籍図につきましては105ページの左側になります。

申請地は、上知識町、上知識郵便局から西へ70mほどに位置し、不耕作の畑になります。申請面積につきましては、建売住宅7棟を建築する予定面積として1,775㎡であり、妥当と思われる。造成につきましては、周囲をブロックで仕切りをして、全体的に30cm程度の盛土をされるということです。生活排水等につきましては下水道、雨水につきましては道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われ。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、第4-2項についてを議題といたします。

事務局 (第4-2項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

17番 17番○○です。日時等については、先ほど○○委員のほうから発表がありましたので省略いたします。

地籍図は105ページの右側、第4-2項になります。

申請地は、野田町下名、感応寺から北へ200mほどのところに位置し、不耕作の畑でした。申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として381㎡であり、妥当であると思われ。造成については、敷地調整のために最高30cm程度の盛土をする予定です。

また、隣接地境界等については、ブロックを設置する予定で、生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するそうです。

周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きます、第4-3項についてを議題といたします。

事務局 (第4-3項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

7番 7番○○です。第4-3項になります。

地籍図につきましては106ページの左側、先ほどの第4-1項の南側に位置するところ

です。申請地につきましては、上知識町、上知識郵便局から南へ80mほどに位置し、不耕作の畑になります。住宅地が広がっていきつつあるところにあります。

申請面積につきましては、建売住宅1棟建築する面積として、570㎡であり500㎡を超えておりますけれども、妥当であると思われ。造成につきましては、道路より奥に向かって20cmから1mまでなだらかに盛土をされるということです。生活雑排水につきましては、下水道、雨水については、道路側溝へ流すとのことで、周辺農地への影響はないと思

われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きます、第4-4項についてを議題といたします。

事務局 (第4-4項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

8番 8番○○です。

第4-4項については、今事務局のほうで説明がありましたように、除外第1項で説明しましたので、省略いたします。

許可相当と判断いたしました。

議長 続きます、第4-5項についてを議題といたします。

事務局 (第4-5項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

17番 17番○○です。

第4-5項ですが、先ほど98ページ農地法第5条事業計画変更申請について、第4-1項で説明しましたので、省略いたします。

地図は107ページの左側で中央付近に申請地って書いてありますこの細長い小さな部分ですね。ここが申請地になっております。

審議した結果、許可相当と判断をしました。以上です。

議長 続きます、第4-6項についてを議題といたします。

事務局 (第4-6項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

14番 14番○○です。調査日時については、○○○○委員よりありましたので省略します。

まず、107ページ4-6の地図を見てください。

今さっき説明があった、○○○番宅地とあるのですがここに家が建っています。そして、この○○○番宅地の字が印刷してあるところに通路があります。今回、この土地が売れて入り口がなくなるから、申請地を代替地として、取得したいということです。

周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きます、第4-7項についてを議題といたします。

事務局 (第4-7項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

7番 7番○○です。

第4-7項、地図につきましては108ページの左になります。

申請地は、知識町、鹿島保育園から北東へ80mほどに位置し、不耕作の畑であります。申請面積は、自己保有地への通路の面積として、12㎡であり、妥当であると思われれます。

造成につきましては、全体的に10cm程度盛土をされるということです。また、境にはブロックを設置される予定であります。雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第4－8項についてを議題といたします。

事務局 (第4－8項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

7番 7番○○です。第4－8項になります。

地図につきましては、108ページの右側になります。

申請地は、知識町、鹿島保育園から北東へ80mに位置し、不耕作の畑になります。申請面積新たに一般住宅1棟及び通路として利用する敷地面積として548.2㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えておりますけれども、自動車の旋回部分が必要ということなどで、理由者が添付されており妥当であると思われま

す。造成につきましては、全体的に10cm程度盛り土も実施されるということです。隣接地の境界には、ブロックを設置される予定です。生活排水につきましては下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことで、周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に、問題はないので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第4－9項についてを議題といたします。

事務局 (第4－9項について、総会資料により説明)

議長 同じく○○委員お願いします。

7番 はい、7番○○です。第4－9項になります。

地図につきましては109ページの左側、○○○○番の宅地が、申請取得される、○○○○の工場になります。宅地になっている○○○○番も一緒に購入されます。

申請地は、福ノ江町、ふくのえこども園から北へ100mほどに位置し、不耕作の畑になります。申請面積は、新たに駐車場を整備する敷地面積として、404㎡であり妥当だと思われま

す。造成については現状のまま利用し、表面はバラス敷きにされるそうです。隣接の境にはブロックを設置する予定で、進入路につきましては、一括購入される隣接宅地を利用

されるそうです。雨水については自然流下とのことです。周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第4－10項についてを議題といたします。

事務局 (第4－10項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

8番 8番○○です。

申請地は、高尾野町上水流、ファミリーマート上水流店から西へ500mに位置しており

ます。不耕作の畑です。地籍図は110ページを御覧ください。申請面積は、既存の資材置場が手狭になったため、既存施設の東側に資材置場として利用する面積として、一体利用地を含めて、12,810.50㎡であり妥当であると思われま

す。造成については、40cmから1.2m程度盛土し、隣接地への境界には、土留め工事を行う予定です。雨水は自然流下だそうです。周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、第4－11項についてを議題といたします。

事務局 (第4－11項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

17番 はい、17番○○です。第4-11項です。

地籍図は109ページの右側です。

この地図で右側は野田側、左側が阿久根側になるのですが、阿久根市と出水市の境界になるそうです。それで、この申請地を取得して、不耕作の畑ですが、産業廃棄物の一時保管として、一体利用を含め14,192㎡であり、妥当であると思われます。

造成については、国道3号線の高さまで1mから2.2mほど盛土して、隣接地との境界には、法面保護工事を行う予定だそうです。雨水は既設の三面水路を利用されます。

周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第4-101項についてを議題といたします。

事務局 (第4-101項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

14番 14番○○です。申請地は、リリース出水店西側に位置する水田です。ちょうど斎場のあるところだと思います。111ページの地籍図を見てください。

今のところ○○○番○宅地から○○○番宅地この場所が、○○○○○○○で、今度、申請地○○○番に、今ある店舗をくり抜いてまた新しく店舗をつくって、○○○番○のところに入り口を設置するという事です。

そこで地籍図の編み目の部分が残るわけですが、ここの水田への入口がなくなるということで、申請人に要望をしまして、入口を確保するという事と、この水田が残った部分の排水路の移動についても、出水平野の方からも許可は得たということです。

造成については、最高1m程度盛り土をして、隣接地境界には擁壁を設置するそうです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すということです。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をしました。

以上です。

議長 続きまして、第4-201項についてを議題といたします。

事務局 (第4-201項について、総会資料により説明)

議長 同じく、○○委員お願いします。

14番 14番○○です。

地籍図はですね。111ページの右側です。

申請地は、東出水小学校から南へ300mのところにあります。地図に○○○番○宅地とありますが、ここが現在住んでいるところで、ここから奥のほうに入って今回、娘さんが家を建てるということです。畑となっているのですが、現在も庭みたいに使っていたようで、顛末書にも書いてあるということです。周囲は、ブロック塀で囲ってあるようでした。周辺農地への影響はないと思われ。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をしました。

以上です。

議長 続きまして、第4-202項についてを議題といたします。

事務局 (第4-202項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

8番 8番〇〇です。

申請地は、高尾野町江内、江内中学校から北へ200mほどに位置し、不耕作の畑です。地図は、112ページを御覧ください。

申請面積は、一般住宅1棟を建設する面積として、885㎡であり一般住宅の基準である500㎡を超えておりますが、申請地の東側、南側は崖地になっており、住宅を建てられない部分があることなどの理由書が添付されており、妥当であると思われます。

造成については、現状のまま利用し、隣接地等とは8m程度緩衝地を設ける予定であるとのこと。生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

10番 10番〇〇です。

地籍図109ページ、第4-11項に国道17とありますけど、普通国道3号線ですよ。

事務局 地図上に外の地番と同じように地番割がしてありまして、この区間がこの国道のうち17であるという地番だけの表示です。

総会資料では、道路部分は全部消すのですが消し忘れておりました。ここは国道3号線です。

議長 ほかにございませんか。

1番 1番〇〇です。

第4-11項の〇〇〇の件ですが、今回のところではないのですが、周囲の人で〇〇〇から依頼があったけど、ほこりが舞って迷惑かけるかもしれないから売らないっていう意見を前に聞いたことがあって、土砂とかを盛った時に土ぼこりが出たときの対処とかについては、後々依頼とかできるのですかね。

公共工事とかの場合は、工事前に交渉してネットを建てるとかあるのですが、今回の申請人とは別な人が心配されていたので、どうようになるのか少し気になります。

8番 8番〇〇です。

調査したときに、周辺をずっと調査をいたしましたけれども、申請地内に道路をつくって整理をするということでもありますので、周りが山のような状態になり、周辺へのほこり等の影響はないと思われます。

議長 ほかにございませんか。

1番 1番〇〇です。

そういう意見が周辺からあったときは、対処していただけるようお願いしてもらえたら思っています。

事務局 はい、わかりました。

議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条の許可申請につきましては、全件許可相当と決

定いたします。

議長 続きまして、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。

事務局 (議案第8号、非農地判断、第4-1項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

8番 8番○○です。

申請地は、高尾野町大久保、御岳自治公民館から南へ200mに位置し、不耕作の畑です。現場は山林化しており、周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われます。農地への復元は困難な状態でありました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第4-2項についてを議題といたします。

事務局 (第4-2項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

17番 17番○○です。第4-2項です。

地籍図は、115ページの右側、第4-2項です。この細長く斜線で塗られた部分です。ここは、赤鷄農協から北へ350mぐらいのところに位置し、不耕作の畑でございます。現場は豚舎の防風林のような形で、現在はイヌマキが植林されておりました。

現場の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でした。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第4-3項についてを議題といたします。

事務局 (第4-3項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

17番 17番○○です。第4-3項です。

申請地は、Aコープ西出水店から西へ200mほどに位置し、不耕作の畑です。

地籍図は、116ページの左側です。

現場は、周囲を宅地で囲まれて、一部山林化しておりました。

現場の状況から見て、申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でした。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断をしました。

以上です。

議長 続きまして、第4-4項についてを議題といたします。

第4-4項につきましては、○○委員の関連でございますので退席をお願いいたします。

(8番○○委員退室)

事務局 (第4-4項について、総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

14番 14番○○です。第4-3項です。萩之段自治公民館から東へ750mぐらい行ったところの不耕作の畑、もう立派な山でした。

地籍図を見てください116ページ右です。○○○○番○宅地がありますが、ここら辺に家が実際あったのかなということで、○○○○番の墓地の下に車をとめて、歩いて行くと、やっとなんか見えたぐらいで、周りは竹林と木で非常に大変なところでした。

それで、地主の方に聞いたところ、冷泉が湧いて出てくるというようなことを聞きました。
〇〇〇〇番の墓地から、右のほうに上って行ったら、山田昌巖の灰塚があるそうです。

以上、少し余計なことを言いましたが、調査の結果非農地としての、承認要件を満たしていますので、承認と判断をしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。まず、第4－4項について御意見、御質問をお受けいたします。

（「なし」の声）

議長 ないようです。調査員の報告では、第4－4項について承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議長 それでは、第4－4項については、承認と決定いたします。

（8番〇〇委員入室）

非農地判断につきまして、第4－1項から第4－3項まで、事務局、調査員の報告が終わりましたが御意見、御質問ございませんか。

（「なし」の声）

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議長 それでは議案第8号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 追加議案、議案第9号、令和5年度最適化活動の目標の設定についてを議題とします。

事務局 追加議案ということで、議案第9号、令和5年度最適化活動の目標の設定について、ということで先月案を確認してもらっていたんですが、空欄で出していた目標のところも入りましたので、農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進及び農業委員会における事務の実施について、令和5年度最適化活動の目標を設定しようとするものです。御審議方をよろしく申し上げます。以上です。

議長 何か御質問等ございませんか。

ありませんか。多分、農業会議の総会のとときに県下全域の農業委員会の活動目標の設定等の数値が記載されております。

そのようなことでまた後ほど、お目通しのほどお願いいたしまして、何か御質問等があったら事務局のほうにお問合せください。よろしく申し上げます。

議長 続きますして議案第10号、出水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局 こちらも先月の総会のほうで、改正案を見ていただいたんですけども、説明をします。

議案第10号、出水市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員会法の規定によりまして、農地等の利用の最適化を推進するために、農地の集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者確保数の具体的な数値目標を基本的には、委員改選時の3年ごとに改正するものです。

新しい委員さんのほうで、令和3年に改正をしてもらっていたんですけど、今回、上位法の改正等に伴いまして文言の整理、目標の達成状況に対する評価方法等を加えて、改正をしようとするものです。

御審議方よろしく申し上げます。以上です。

議長 説明が終わりました。御質問ございませんでしょうか。

農業を新たに取り組もうとする方々がいらっしやったらぜひハッパをかけていただきたいと思えます。

議長 その他について、事務局から何かございませんか。

(その他)

○出水平野第2地区農地集積状況調査への協力依頼について(事務局説明 省略)

議長 その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようです。以上をもちまして、第21回出水市農業委員会定例総会の日程、全てを終了いたします。どうもお疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印